

アレルギー の表示

食品アレルギーは生命を脅かす可能性があり、オーストラリア国内で問題が拡大しています。実際オーストラリアでの食品アレルギー発生率は、世界で最も高く、ニューサウスウェールズ州だけをとってみても、食品アレルギーは、子供 20 人に約 1 名、大人 100 名に約 2 名発生しています。

食品産業は、食品アレルギーを管理するうえで重要な役割を果たしています。このファクトシートは、すべての食品製造者、食品小売業者、食品輸入業者が、顧客にとって安全であるように、アレルギー表示の義務について理解できるよう開発されたものです。

アレルギーを表示する責任

食品製造業者には、食品アレルギーが意図せずに含まれていないことを管理する責任があります。

食品小売業者は、食品アレルギーが開示されるかどうかについて、消費者に対して責任があります。食品小売業者は、食品メニューの項目に直接的あるいは間接的に含まれる可能性のあるアレルギーについての情報を提供することにより、顧客が食品

メニューを選択できるようにする必要があります。

輸入業者には、輸入した製品が正しくラベル付けされ、製品のアレルギー状況に関する明確で正確な情報を提供する責任があります。

食品基準規約の要件に適合する

全ての食品事業は、以下に規定された食品基準条例の法的要件に適合することが必要です。

- 基準 1.2.3 必須警告 および 助言・宣言

食品基準規約では、NSW のすべての食品事業者が、8 種類の最も一般的なアレルギーに関する情報を、パッケージ食品の食品ラベルに示すことが求められています。

- ピーナッツ
- 木の实
- 卵
- ミルク
- 魚
- 甲殻類
- ゴマ
- 大豆

グルテンと亜硫酸塩も、パッケージに入った食品の食品ラベルに表示しなければなりません。

事業者は以下の点を確認しなければなりません。

- 正確な情報をラベルに記載し、顧客に求められた場合、設備内で作られたパッケージに入っていない食品を販売する職員がこれを提供する。または
- アレルギーが含まれないことを特に求められている食品の中に、アレルギーがないこと。

アレルギーの管理における重要ポイント

製造者と小売業者が以下のことを行うことは重要です。

- 効果的なアレルギー管理計画を実施する
 - 職員に食品アレルギーのリスク、管理、伝達についての訓練を行う
 - 製品のアレルギー状況についての明確で正確な情報を提供する
 - 意図せずに食品アレルギーが含まれる場合に、これを管理する
- 輸入業者にとって、以下のことが不可欠です。
- 食品輸入のアレルギー状況に、明確で正確な情報が記載されていること



- 輸入品に正しいラベルが貼られていること
- 海外の供給業者に対して、オーストラリア・ニュージーランド食品基準条例について通知する

さらに詳しい情報

- NSW 食品安全基準局のサイトをご覧ください。
www.foodauthority.nsw.gov.au
- 電話 1300 552 406
のヘルプラインにお電話ください。
- 基準 1.2.3 必須警告 および 助言・宣言
www.comlaw.gov.au/Details/F2011C00610
- ユーザーガイド – 基準 1.2.3 必須警告 および 助言・宣言
www.foodstandards.gov.au/code/userguide/pages/warningandadvisoryde1403.aspx
- 食品安全基準条例 (食品アレルギーと過敏症 – 食品アレルギーポータル)
ル): www.foodstandards.gov.au/consumer/foodallergies/foodallergenportal/Pages/default.aspx

About the NSW Food Authority: The NSW Food Authority is the government organisation that helps ensure NSW food is safe and correctly labelled. It works with consumers, industry and other government organisations to minimise food poisoning by providing information about and regulating the safe production, storage, transport, promotion and preparation of food.

Note: This information is a general summary and cannot cover all situations. Food businesses are required to comply with all of the provisions of the Food Standards Code and the *Food Act 2003* (NSW).



Department of
Primary Industries
Food Authority

6 Avenue of the Americas, Newington NSW 2127
PO Box 6682, Silverwater NSW 1811
T 1300 552 406
contact@foodauthority.nsw.gov.au
ABN 47 080 404 416

More resources at foodauthority.nsw.gov.au



nswfoodauthority



nswfoodauth

Declaring allergens, November 2015
NSW/FA/FI204/1511-Japanese